越谷市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領 (平成28年3月31日市長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)に即して、法第7条に規定する事項に関し、職員(非常勤職員及び臨時職員を含む。以下「職員」という。)が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

なお、越谷市は、これまでも事務又は事業を行うに当たり、障がい者の尊厳を尊重してきたところであり、法制定を契機として、職員が、あらためて、障がいを理由として不当な差別的取扱いを行わないこと、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)を提供していくことについて、この要領において明らかにする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 障がい 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がい・高次脳機能ではいを含む。) その他の心身の機能の障がいをいう。
  - (2) 障がい者 障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活 に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
  - (3) 監督者 職員のうち、課長相当職以上の地位にある者をいう。 (不当な差別的取扱いの禁止)
- 第3条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいを理由として、障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に定める事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第4条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的 障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実 施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとな らないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、合理的

配慮の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める事項に留意するものとする。

(監督者の責務)

- 第5条 監督者は、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、次の各号 に掲げる事項に留意して障がい者に対する不当な差別的取扱いが行われない よう注意し、また、障がい者に対して合理的配慮の提供がなされるよう環境 の整備を図らなければならない。
  - (1) 日常の執務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に関し、職員の注意を喚起し、認識を深めること。
  - (2) 障がい者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に関する相談、 苦情の申し出等(以下「相談等」という。)があった場合は、迅速に状況 を確認すること。
  - (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導等を実施すること。
- 2 監督者は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速 かつ適切に対処しなければならない。

(相談体制)

- 第6条 職員による障がいを理由とする差別に関する障がい者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するための相談等受付窓口を総務部 人事課に置く。
- 2 相談等の受付は、手紙、電話、FAX、メールなど任意の方法を用いて、 相談等受付窓口において行う。
- 3 人事課長は、相談等の内容に応じ関係課等の職員に前項の処理を依頼することができる。
- 4 相談等受付窓口に寄せられた相談等については、相談者のプライバシーに 配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用すること とする。

(研修等)

第7条 市長は、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対 し必要な研修の実施等の措置を継続的に行うものとする。 別紙

越谷市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応 要領に係る留意事項

## 第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障がい者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障がい者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障がい者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障がい者を障がい者でない者と比べて優遇する取扱い(積極的改善措置)、法に規定された障がい者に対する合理的配慮の提供による障がい者でない者との異なる扱いや、合理的配慮を提供するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障がい者に障がいの状況等を確認することは、不当な差別的扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障がい者を、問題となる事務又は事業について、障がい者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

#### 第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障がい者に対して、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。市においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障がい者、第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等)及び市の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障がい者にその理由を説明 するものとし、理解を得るよう努めるものとする。

## 第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

# (不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- 障がいを理由に窓口対応を拒否する。
- 障がいを理由に対応の順序を後回しにする。
- 身体障害者補助犬の同伴を拒否する。
- 障がいを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 障がいを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障がいを理由 に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支 障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。
- 障がい者本人ではなく、支援者、介助者や付添者のみに話しかける。

#### 第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障がい者の権利に関する条約(以下、「権利条約」という。)第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、この合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。これは、障がい者が受ける制限は、障がいのみに起因するのではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会的モデル」の考え方を踏まえたものである。

合理的配慮は、市の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要と される範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障がい者でない 者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事 務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意す る必要がある。

2 合理的配慮は、障がいの状況や社会的障壁の除去が求められる具体的場面等に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択を含め、双方の相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障がい者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障がい者が多数見込まれる場合、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、 点字、拡大文字、筆談、実物の掲示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)により伝えられる。

また、障がい者からの意思表明のみでなく、知的障がいや精神障がい(発達障がい、高次脳機能障がいを含む。)等により本人の意思表明が困難な場合には、障がい者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障がい者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障がい者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、当該障がい者に対して適切と思われる配慮を提案するなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

4 合理的配慮は、障がい者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバ

リアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障がい者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障がいの状態等が変化することもあるため、特に障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

5 市がその事務又は事業を事業者に委託等する場合は、提供される合理的 配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障がい者が不利益を受けるこ とのないよう、委託等の条件に、越谷市職員の障がいを理由とする差別の 解消の推進に関する対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込 むよう努めるものとする。

## 第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的 場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障がい者にその理由を説明 するものとし、理解を得るよう努めるものとする。

- 事務又は事業への影響の程度(事務又は事業の目的、内容、機能を損な うか否か)
- 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- 費用・負担の程度

#### 第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、障がいの状況や具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、簡 易スロープの設置などをする。
- 電動車椅子のバッテリーの充電量が少なくなった場合に充電を行う。

- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット 等の位置を分かりやすく伝える。
- 目的の場所までの案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障がい者の希望を聞いたりする。
- 障がいの状況により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置 を扉付近にする。
- 疲労を感じやすい障がい者から別室での休憩の申し出があった際、別室 の確保が困難である場合、当該障がい者に事情を説明し、対応窓口の近く に長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。その際、パーテーション等を設置しプライバシーに配慮する。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障がい者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くこと が難しい聴覚障がい者に対し、手書きのボード等を用いて分かりやすく案 内して誘導する。
- 手が不自由等の障がい者に対し、エレベーターのボタンを押すなどの配 慮を行う。

#### (合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

- 筆談、読み上げ、手話、要約筆記、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。
- 不特定の人が集まるイベントや行事等に手話通訳者や要約筆記者を配置する。その際、イベントや行事の周知と合わせて、手話通訳者や要約筆記者の配置があることを周知することに留意する。
- 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なりうることに留意する。
- 視覚障がいのある委員に会議資料等を事前送付する際に、読み上げソフトに対応できるよう電子データ (テキスト形式) で提供する。
- 意思疎通が不得意な障がい者に対し、絵カード、コミュニケーション支援ボード等を活用して意思を確認する。
- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- 書類記入時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配

慮を行う。

- 障がい者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に繰り返し説明し、 内容が理解されたことを確認しながら応対する。また、なじみのない外来 語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後 で表記するなどの配慮をし、メモを必要に応じて適時に渡す。
- 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は 聴覚に障がいのある委員や知的障がいを持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧 な進行を行う。
- 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障がいの状況に合ったサポートを行う。
- 順番を待っている視覚障がい者に対し、「あと何人ですよ」あるいは「あ と何分ですよ」などの声かけを行う。
- 視覚障がい者の窓口対応中に担当者の交代や書類を取りに席を外す際には、口頭で席を外す理由を説明する。

## (ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 順番を待つことが苦手な障がい者に対し、周囲の者の理解を得た上で、 手続き順を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、 当該障がい者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に 近い席を確保する。
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 市役所などの公共施設の敷地内の駐車場等において、障がい者の来庁が 多数見込まれる場合、通常、障がい者専用とされていない区画を障がい者 専用の区画に変更する。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該障がい者に説明の上、障がいの状況や施設の状況に応じて別室を準備する。
- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障がいのある委員の理解を援助する者の同席を認める。